

直近の全国的な不祥事について

- 某町社会福祉協議会の職員が、金銭管理を担当していた 2015 年 10 月から 12 月の間に、利用者が預けていた現金計 135 万円を横領。(懲役 2 年 6 カ月執行猶予 4 年)
- 某市社会福祉協議会の職員が市老人クラブ連合会の会計口座及び日常生活自立支援事業・成年後見事業の利用者の口座から不正に金銭を支出し、2,700 万円余り着服。令和元年 10 月発覚。(懲戒解雇)
- 某市社会福祉協議会の契約常勤職員が平成 29 年 6 月から令和 2 年 4 月において、日常生活自立支援事業の利用者口座から現金を私的流用した。被害額は約 860 万円。(懲戒解雇)
- 某町社会福祉協議会の職員が 4 年間にわたり、日常生活自立支援事業の利用者 6 人の預貯金から無断で 310 万円余りを着服。
- 某町社会福祉協議会の職員が日常生活自立支援事業の利用者 2 名から、総額約 400 万円の金銭を不正に引き出したり、借りたりした。(懲戒解雇)
- 某町社会福祉協議会の職員が日常生活自立支援事業で、約 10 年間にわたり利用者との契約や解約等の諸手続きを怠っていた。(出金停止の懲戒処分、依願退職)
- 某市社会福祉協議会の職員が日常生活自立支援事業の利用者の口座から不正に 50 万円を引き出した。引き出した 50 万円のうち、約 8 万円を自身の職務怠慢によって滞納していた別の利用者の福祉サービス利用料の支払いに充て、残金は自身で保管していた。(懲戒解雇)